

歳入関連法案が年度内に成立しない場合の主な影響と対策
(道路特定財源関係以外)

(1) 3月31日までに成立しないことによって、4月1日以降直ちに影響が出るもの

日切れの影響と懸案事項	対 策
<p>地方交付税法等一部改正法案関係 法案が万一可決されなかった場合、地方交付税や地方特例交付金が大幅に減少</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正法により、交付税特別会計借入金 の返済を先送りすることなどにより、 交付税の増額を行うこととしていたが、 法改正がされない場合、増額することができなくなる。 これらの改正法による交付税等の影響額が 全国で1.4兆円あり、本県における影響額は、 県影響額 約 140億円 市町村影響額 約 93億円 児童手当の拡充に伴う地方負担の増等 に対応する地方特例交付金について、 法改正により、地方負担に応じた増額 を行うこととしていたが、法改正が されない場合、全国で0.2兆円の影 響があり、本県における影響額は、 県影響額 約 6億円 市町村影響額 約 6億円 	<ul style="list-style-type: none"> 可決されなかった場合、当面は、資金 需要等を勘案し、一時借入金で対応し ながら、成立を待つ。 それでも可決されなかった場合は、 予算の組み直しなどで対応。 4月概算交付県影響額約31億円につ いて一時借入金で対応する場合の費 用 1ヶ月 約280万円 【財政課】【出納室】 市町村に対して、随時情報提供を行 う。資金の支出状況等に注意するな ど適切な助言を行う。必要に応じ、 市町村への円滑な資金貸付について、 関係機関への協力を要請する。 【市町村課】
<p>法案が4月以降に可決された場合、全 額交付されることとなるが、この場 合も、4月初旬に年間の4分の1程 度が交付される4月概算交付額が、 一時的に減額の影響を受ける見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の4月概算交付影響額 県影響額 約 30億円 市町村影響額 約 18億円 地方特例交付金の4月概算交付影 響額 県影響額 約 1億円 市町村影響額 約 1億円 	
<p>租税特別措置法関係 土地の売買による所有権の移転登記 等に対する登録免許税の税率の軽減 措置がなくなるため、法案成立まで、 土地取引が停滞する可能性がある。 4月1日以降、法案成立前に登記する 必要がある県民の負担が増加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得価格の1% 2% 	<ul style="list-style-type: none"> 国に対して、4月1日以降に成立し た場合の減税措置の遡及適用を要 請。 【政策審議室】
<p>特定の輸入石油製品等に係る石油石 炭税の免税措置がなくなるため、石 油化学製品の値上がり懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 1klにつき2,040円 	

(2) 納税時期が21年であることなどにより、4月1日以降直ちに影響が出るものではないが、法案が成立しなければ重大な影響が出るもの。

影響と懸案事項

地方税法等関係

4月1日以降に新築する住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)税額から1/2を減額する措置がなくなるため、県民の負担増(納税は21年度)及び住宅投資の減速も懸念される。

4月1日以降に省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税について、税額から1/3を減額する措置が創設されないため、県民の負担増(納税は21年度)及び地球温暖化等環境対策への影響が懸念される。

いわゆる「ふるさと納税」(地方公共団体に寄附した場合、5千円を超える部分について、個人住民税所得割額の概ね1割を限度として所得税と合わせて全額を控除する制度)が創設されず、ふるさとへの寄附が進まない(控除されるのは21年度から)。

法人住民税において、中小企業者等に対して、技術基盤強化及び人材投資促進のための試験研究及び教育訓練や、設備投資にかかる減税措置の延長、拡充が行われないことにより、中小企業者等の研究開発投資等への影響が懸念される。

国民健康保険税において、後期高齢者医療制度の創設に伴う実質的な税の負担増についての低所得者等に係る負担軽減措置が行われず、対象者の負担増となる。

いわゆる「自動車税のグリーン化」が適用されず、低公害車の普及にブレーキがかかることが懸念される(納税は21年度)。

- ・エネルギー消費効率が基準の25%以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が許容限度の1/4を超えないものは50%軽減
- ・エネルギー消費効率が基準の15%以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が許容限度の1/4を超えないものは25%軽減

租税特別措置法関係

試験研究費の総額に係る税額控除(法人税額の20%を限度)に追加して、試験研究費の増加額に係る税額控除と売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除とを選択適用できる制度(法人税額の10%を限度)が創設されず、企業の研究開発が促進されないことが懸念される。

中小企業の教育訓練費が増加した場合の特別税額控除の特例(労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額の一定割合を税額控除できる制度)が適用されないため、中小企業における人材育成意欲が阻害されることが懸念される。

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用がなくなるため、中小企業者等の負担増となる。